

## 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

### (再生可能エネルギー源)

第3条 条例第2条第5号の規則で定めるものは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条各号に掲げる再生可能エネルギー源とする。

### (特定事業者)

第4条 条例第9条第1項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

(1) 本市の区域内に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第1項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者（次号に該当する事業者を除く。）

(2) 連鎖化事業（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）にあっては、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業

所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上の事業者

(3) 事業者の事業活動に伴う自動車(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号)第4条各号に掲げる自動車(被けん引車(自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。))を除く。))であって、本市の区域内に使用する本拠を有するものをいう。)の前年度の末日における台数が100台以上の事業者

(4) 本市の区域内に設置しているすべての事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度の排出の量(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第5条第6号から第11号までの規定の例により得られる量をいう。))が3,000トン以上の事業者  
(事業活動地球温暖化対策計画書の作成等)

第5条 条例第9条第1項の規定による作成は、3年間を計画の期間(以下「計画期間」という。))として行うとともに、同項の規定による提出は、特定事業者に該当することとなった年度以降、3年度ごとに、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、事業活動地球温暖化対策計画書(第1号様式)により、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、前条第2号の規定に該当する連鎖化事業者が条例第9条第1項規定により作成する場合は、当該連鎖化事業者が本市の区域内に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業に加盟する者が本市の区域内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所を対象として行うものとする。

(事業活動地球温暖化対策計画書の記載事項)

第6条 条例第9条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条各号のうち事業者が該当する号
- (2) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類及び中分類のうち事業者が該当するもの
- (3) 主たる事業の内容
- (4) 事業者の規模
- (5) 計画期間
- (6) 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制
- (7) その他市長が必要と認める事項  
(事業活動地球温暖化対策計画書の変更等の届出)

第7条 条例第9条第2項の規定による届出は、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、事業活動地球温暖化対策計画書変更等届出書(第2号様式)により行うものとする。

2 条例第9条第2項の規定による届出は、変更があったときにあっては速やかに、廃止し、休止し、又は再開したときにあってはその日の翌日から起算して15日以内に行うものとする。

(中小規模事業者による事業活動地球温暖化対策計画書の作成等)

第8条 前3条の規定は、条例第9条第3項の規定による中小規模事業者による事業活動地球温暖化対策計画書の作成及び提出について準用する。この場合において、前条第2項中「あったとき」とあるのは、「あったとき又は中止したとき」と読み替えるものとする。

(事業活動地球温暖化対策結果報告書の提出)

第9条 条例第10条第1項の規定による提出は、事業活動地球温暖化対策指

針に定める資料を添付し、事業活動地球温暖化対策結果報告書（第3号様式）により行うものとする。

2 条例第10条第1項の規定による提出は、7月末日までに行うものとする。ただし、条例第9条第2項の規定による廃止又は休止の届出を行った事業者及び同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定による中止又は廃止若しくは休止の届出を行った事業者については、届出を行った日の翌日から起算して90日以内に行うものとする。

3 条例第10条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる場合にあっては、廃止した日若しくは中止した日の属する年度の翌々年度以降又は休止した日の属する年度の翌々年度から再開する日の属する年度までの間に限る。

(1) 特定事業者が条例第9条第2項の規定による廃止又は休止の届出を行った場合

(2) 中小規模事業者が同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定による中止又は廃止若しくは休止の届出を行った場合

(3) その他市長が特別の事情があると認める場合

(事業活動地球温暖化対策計画書等の概要の公表)

第10条 条例第11条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。ただし、当該事項を公にすることにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合は、この限りではない。

(1) 事業活動地球温暖化対策計画書 次に定めるとおりとする。

ア 条例第9条第1項第1号から第6号までに掲げる事項

イ 第6条第1号から第6号までに掲げる事項

ウ その他市長が必要と認める事項

( 2 ) 事業活動地球温暖化対策結果報告書 次に定めるとおりとする。

ア 条例第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げる  
事項

イ 第 6 条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項

ウ その他市長が必要と認める事項

( 特定開発事業 )

第 1 1 条 条例第 1 7 条第 1 項の規則で定める開発事業は、開発区域 ( 都市計画法 ( 昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号 ) 第 4 条第 1 3 項の開発区域をいう。 ) の面積が 1 ヘクタール以上の開発行為であって、新築する 1 又は 2 以上の建築物 ( 以下「予定建築物」という。 ) の床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートルを超えるものとする。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業その他市長が必要と認める開発事業については、この限りではない。

( 開発事業地球温暖化対策計画書の提出 )

第 1 2 条 条例第 1 7 条第 1 項の規定による提出は、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策計画書 ( 第 4 号様式 ) により行うものとする。

2 条例第 1 7 条第 1 項の規定による提出は、川崎市環境影響評価に関する条例 ( 平成 1 1 年川崎市条例第 4 8 号 ) 第 2 条第 2 号の指定開発行為に該当する特定開発事業にあつては同条例第 1 8 条第 1 項の規定により条例環境影響評価準備書 ( 以下「準備書」という。 ) を提出する日までに、それ以外の特定開発事業にあつては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の 9 0 日前までに行うものとする。

( 開発事業地球温暖化対策計画書の記載事項 )

第 1 3 条 条例第 1 7 条第 1 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げるとお

りとする。

( 1 ) 開発事業の名称及び目的

( 2 ) 工事着手の予定年月日及び工事完了の予定年月日

( 3 ) 予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 1 1 年川崎市条例第 5 0 号）第 1 2 7 条の 4 第 1 項の特定建築物に該当する場合にあっては、同項第 5 号に規定する環境性能の評価の目標

( 4 ) その他市長が必要と認める事項

（開発事業地球温暖化対策計画書の変更等の届出）

第 1 4 条 条例第 1 7 条第 4 項の規定による届出は、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、開発事業地球温暖化対策計画書変更届出書（第 5 号様式）により行うものとする。

2 条例第 1 7 条第 4 項の規定による届出は、同条第 1 項第 1 号及び第 6 号に掲げる事項の変更にあつては速やかに、同項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項の変更にあつては変更する日の 1 5 日前までに行うものとする。

（特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策計画書の提出等）

第 1 5 条 前 3 条の規定は、条例第 1 7 条第 2 項の規定による特定開発事業者以外の事業者による開発事業地球温暖化対策計画書の作成及び提出について準用する。

（開発事業の完了の届出）

第 1 6 条 条例第 1 8 条の規定による完了の届出は、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付し、開発事業完了届出書（第 6 号様式）により行うものとする。

（開発事業の中止の届出）

第 1 7 条 条例第 1 8 条の規定による中止の届出は、開発事業中止届出書（第

7号様式)により行うものとする。

(開発事業地球温暖化対策計画書の概要の公表)

第18条 条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第17条第1項1号から第5号までに掲げる事項

(2) 第13条第1号から第3号までに掲げる事項

(3) その他市長が必要と認める事項

(エネルギー供給事業者)

第19条 条例第23条の規則で定めるエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。

(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者

(2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者

(身分証明書)

第20条 条例第33条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証(第8号様式)とする。

(事実の公表)

第21条 条例第35条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 勧告の内容

(3) その他市長が必要と認める事項

(計画書等の提出)

第22条 条例又はこの規則の規定により市長に提出する計画書等の提出部数

は、特に定めのあるものを除き、正本 1 通及びその写し 1 通とする。

( 委任 )

第 2 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 平成 2 2 年度における条例第 9 条第 1 項の規定による提出に係る第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「 7 月末日」とあるのは、「 1 1 月末日」とする。

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに川崎市環境影響評価に関する条例第 1 8 条第 1 項の規定により準備書を提出した特定開発事業者のうち、この規則の施行の際現に同条例第 1 9 条の規定による公告が行われていない準備書に係るものに係る条例第 1 7 条第 1 項の規定による提出に係る第 1 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「同条例第 1 8 条第 1 項の規定により条例環境影響準備書（以下「準備書」という。）を提出する日までに」とあるのは、「条例の施行の日以後速やかに」とする。

4 施行日から起算して 9 0 日が経過する日までの間に特定開発事業（川崎市環境影響評価に関する条例第 2 条第 2 号の指定開発行為に該当する特定開発事業を除く。）に着手しようとする特定開発事業者に係る条例第 1 7 条第 1 項の規定による提出に係る第 1 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「当該開発事業に係る工事に着手しようとする 9 0 日前までに」とあるのは、「条例の施行の日以後速やかに」とする。

事業活動地球温暖化対策計画書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

郵便番号  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第9条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所又は 事業所の所在地			
該当する事業者 の要件	規則第4条第1号該当事業者		
	規則第4条第2号該当事業者		
	規則第4条第3号該当事業者		
	規則第4条第4号該当事業者		
	上記以外の事業者(任意提出事業者)		
主たる事業 の業種	大分類		
	中分類		
主たる事業 の内容			
事業者の規模	原油換算エネルギー使用量		k l
	自動車の台数		台
	エネルギー起源の二酸化炭素 以外の温室効果ガスの排出の量		t - CO <sub>2</sub>
連 絡 先	担当部署	担 当 部 署 名	
		所 在 地	
	電 話 番 号		
	F A X 番 号		
	メー ル ア ド レ ス		

受付欄		特記事項	事業者番号	

(第2面)

計 画 期 間	年度 ~ 年度
温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針	
温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制	
温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量	
温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容に係る事項	
他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置に係る事項	
その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項	
備 考	

- 備考
- 1 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
  - 2 のある欄は、該当する 内にレ印を記載してください。
  - 3 計画書には、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付してください。
  - 4 印の欄は記入しないでください。
  - 5 氏名（法人にあっては、その代表者）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができます。

第2号様式

事業活動地球温暖化対策計画書変更等届出書

年 月 日

(あて先)川崎市長

郵便番号  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第9条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所又は 事業所の所在地			
事業活動地球温暖化 対策計画書提出年月日	年 月 日	受付 番号	
変更年月日	年 月 日		
変更内容	変更前		変更後
廃止、休止若しくは再開又 は中止の別及びその年月日	( 廃止 ・ 休止 ・ 再開 ・ 中止 ) 年 月 日		
理由			
連絡先	担当部署	担当部署名	
		所在地	
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		

受付欄		特記事項	事業者番号	

- 備考 1 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。  
 2 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。  
 3 届出書には、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付してください。  
 4 印の欄は記入しないでください。  
 5 氏名(法人にあっては、その代表者)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができます。

事業活動地球温暖化対策結果報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

郵便番号  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所 又は事業所の所在地			
該当する事業者 の要件	規則第4条第1号該当事業者		
	規則第4条第2号該当事業者		
	規則第4条第3号該当事業者		
	規則第4条第4号該当事業者		
	上記以外の事業者(任意提出事業者)		
主たる事業 の業種	大分類		
	中分類		
主たる事業 の内容			
事業者の規模	原油換算エネルギー使用量		k l
	自動車の台数		台
	エネルギー起源の二酸化炭素 以外の温室効果ガスの排出の量		t - CO <sub>2</sub>
連 絡 先	担当部署	担当部署名	
		所在地	
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
受付欄		特記事項	事業者番号

(第2面)

計画期間及び報告年度	年度 ~ 年度 (報告年度 年度分)
温室効果ガスの排出の量の削減目標の達成状況及び温室効果ガスの排出の量	
温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施状況	
他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置の実施状況	
その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項	
備考	

- 備考
- 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
  - のある欄は、該当する 内にレ印を記載してください。
  - 報告書には、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付してください。
  - 印の欄は記入しないでください。
  - 氏名(法人にあっては、その代表者)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができます。

第4号様式

(第1面)

開発事業地球温暖化対策計画書

年 月 日

(あて先)川崎市長

郵便番号  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第17条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所 又は事業所の所在地			
連 絡 先	担当部署	担当部署名	
		所在地	
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
受付欄		特記事項	

## (第2面)

開発事業の名称		
開発事業を行う 土地の位置及び区域		
開発事業の目的		
工事の着手 予定年月日	年 月 日	
工事の完了 予定年月日	年 月 日	
開発事業の概要	区域面積	m <sup>2</sup>
	床面積	m <sup>2</sup>
温室効果ガスの排出 の抑制等を図るため 実施しようとする措 置の内容		
再生可能エネルギー 源の利用に係る 検討結果		
特定建築物の 評価の目標		
備 考		

- 備考 1 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
- 2 特定建築物の評価の目標については、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第127条の4第1項の特定建築物に該当する場合、同項第5号に規定する環境性能の評価の目標について記載してください。
- 3 計画書には、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付してください。
- 4 氏名(法人にあっては、その代表者)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができます。
- 5 印の欄は、記入しないでください。

第5号様式

開発事業地球温暖化対策計画書変更届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

郵便番号  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第17条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所 又は事業所の所在地			
開発事業の名称			
開発事業を行う土地の 位置及び区域			
開発事業地球温暖化 対策計画書提出年月日	年 月 日	受付 番号	
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 内 容	変更前		変更後
変 更 理 由			
連 絡 先	担 当 部 署	担当部署名	
		所在地	
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
受 付 欄		特 記 事 項	

- 備考
- 1 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとしてください。
  - 2 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
  - 3 届出書には、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付してください。
  - 4 氏名(法人にあっては、その代表者)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができます。
  - 5 印の欄は、記入しないでください。

開発事業完了届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

郵便番号  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所 又は事業所の所在地			
開発事業の名称			
開発事業を行う土地の 位置及び区域			
開発事業地球温暖化 対策計画書提出年月日	年 月 日	受付 番号	
工事の着手年月日	年 月 日		
工事の完了年月日	年 月 日		
連 絡 先	担 当 部 署	担当部署名	
		所在地	
	電話番号		
	FAX番号		
メールアドレス			

受付欄		特記事項	
-----	--	------	--

- 備考 1 届出書には、開発事業地球温暖化対策指針に定める資料を添付してください。  
2 氏名(法人にあっては、その代表者)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができます。  
3 印の欄は、記入しないでください。

第7号様式

開発事業中止届出書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

郵便番号  
住 所  
氏 名 印  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の氏名 又は名称			
主たる事務所 又は事業所の所在地			
開発事業の名称			
開発事業を行う土地の 位置及び区域			
開発事業地球温暖化 対策計画書提出年月日	年 月 日	受付 番号	
中止年月日	年 月 日		
連 絡 先	担 当 部 署	担当部署名	
		所在地	
	電話番号		
	F A X 番号		
	メールアドレス		
受付欄		特記事項	

- 備考 1 印の欄は、記入しないでください。  
2 氏名(法人にあっては、その代表者)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができます。

第8号様式

(表)

立入調査員証

第 号

写真

所属  
氏名  
生年月日 年 月 日

上記の者は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第33条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。

年 月 日

川崎市長 印

6.5 cm

9cm

(裏)

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（抜粋）

（報告等及び立入調査）

第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出事業者及び計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。